

これまでの主な検討項目について

公 共 放 送 W G 事 務 局

令和5年8月10日

（1）NHKの役割

- ① 日本のコンテンツ産業において重要な役割を果たしている放送コンテンツについて、NHKが、放送コンテンツのプラットフォームとして、番組の流通を支え、二元体制※を基本とする日本の放送業界全体の発展に貢献していくことは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。
- ② 視聴者の行動が急速に変化する中で、二元体制の枠組みの下、NHKが放送という手段に加え、インターネット等通信を使って放送番組を国民・視聴者に届けることは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。

※ 受信料を財源とする公共放送であるNHKと、主に広告料収入を財源とする地域のローカル局を含めた民間放送が、放送事業者として番組準則を堅持して信頼できる情報を発信し、切磋琢磨し創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作し、生活や経済活動に欠かせない国民の情報基盤としての使命を果たしている。

（プラットフォームTFにて検討中の具体的なテーマ）

- 1) 地上波放送の中継局の共同利用に向けた取り組みを加速化していく上で、NHKの役割
- 2) NHKの衛星放送(新BS2K・4K)について、番組制作者への機会提供の観点から、NHKの役割
- 3) ローカル局の番組含め、放送番組全体のインターネット配信の推進において、NHKの役割
- 4) 我が国の衛星放送のハード設備(現状:B-SATとスカパーJSAT)の効率化の観点から、NHKの役割
- 5) 我が国の放送番組の国際展開の推進の観点から、NHKの役割

（2）NHKのインターネット活用業務のあり方

- ① テレビを持たずにインターネットで視聴する者に対しても費用負担を求めて放送番組を届けることを、NHKの必須業務とすべきか否か。
- ② インターネット活用業務をNHKの必須業務とする場合、放送番組(映像と音声)のインターネット配信に加え、どこまで費用負担を求めた上で配信の対象とすべきか。例えば、テキスト情報の扱いについて、どのように考えるか。
- ③ インターネット活用業務を必須業務化する場合、放送の二元体制が損なわれないよう担保手段を措置することは必要か。その場合、誰がどのような基準で担保していくべきか。

（3）インターネット活用業務の財源と受信料制度

- ① 現在、NHKの必須業務はテレビ受信機を設置した者の負担する受信料を財源としているが、インターネット活用業務を必須業務とする場合、費用負担を求める範囲をどのように考えるべきか。

① 日本のコンテンツ産業において重要な役割を果たしている放送コンテンツについて、NHKが、放送コンテンツのプラットフォームとして番組の流通を支え、二元体制を基本とする日本の放送業界全体の発展に貢献していくことは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。

● 上記①については、NHKの役割に含まれる。

(これまでの意見の整理)

- 1) インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてNHKに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる。(内山構成員 第2回)
- 2) 放送産業は国内とか電波の届く範囲の中のコップの中の競争をしている場合じゃないという思いが非常に強い。(内山構成員 第8回)
- 3) アテンションエコノミー下における視聴競争、広告競争のフェーズに入っているということを正面から受け止めた上で、その中で動画配信プラットフォーム等との競争に埋没しないような、言い換えれば放送のプロミネンスに配慮した、放送全体のエコシステムなりプラットフォームというものを一緒に考えなければならない段階に来ている。(林構成員 第10回)
- 4) NHKと民放の二元体制の下で時代や技術の変化に適切に対応しながら放送業界全体の発展に貢献してきたことの延長線上にあるものとして、NHKが放送コンテンツのプラットフォームとして番組の流通を支えていく、二元体制を基本とする放送業界全体の発展に貢献していくものだと思えることができる。(宍戸構成員 第11回)
- 5) 我が国の言論空間をいかに盛り上げるかという観点から議論すべき。放送や新聞は、一つのコンテンツを多くの人が見て、それぞれが賛成、反対の意見を述べて徐々に理解が深まって世論が形成される。そういった形での我が国の重要なインフラの一つであり、一旦失うと取り戻すのが非常に難しいことにも留意しなければならない。こうした役割の一翼を担うNHKが、ネット空間で既存の放送、新聞、メディアとりわけ、地方のメディア、ローカル局とか地方紙と共創、協調するということが今後、議論の重心が置かれるというのであれば賛成。(林構成員 第11回)
- 6) 日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できない、偽情報の流布、場が海外サービスに左右されるなどが危惧。NHKに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することが必要。(宍戸構成員 第1回)
- 7) これまで日本の民主主義あるいは人々に基本的な情報を共有することで大きな役割を果たしてきた放送が、インターネット・SNSの登場により、その役割が一定程度限定されてきた結果、様々な分断や、公共的な情報が必ずしも十分に行き届かないといった問題を起こしている。先導的な役割を果たすことが期待されてきたNHKのインターネットでの業務が限定されてきた結果として、現在のインターネット空間の状況がこれでいいのかということを改めてもう一度、投げかけたい。(宍戸構成員 第11回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 8) 公共メディアがネット上で活動することによって、情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的。今まではNHKが放送を通じて情報空間の弊害を是正しようとしてきた中で、放送自体が縮小していくと、このままであればNHKの弊害是正という効用は今後低下していく可能性がある。限定的にせよ現状を実質的に維持することも考えるべき。(曾我部構成員 第2回・第11回)
- 9) NHKがデジタル社会の参照点の役割を果たすということは、民放、新聞等との連携とも併せて、デジタル社会におけるメディアジャーナリズムへの社会的理解を促進し知る権利に奉仕するジャーナリズムの持続可能性について、全体的な底上げをすることにも資するものであり、また、そのように規律しなければならない。(宋戸構成員 第10回)
- 10) インフォメーションヘルスは、何もNHKだけが担うものではない。民放の番組とか広告の在り方においても十分に発揮されており、民放においても公共放送においても、情報の参照点の在り方として、一つ具現をしているものだと思う。ゆえに、この2つをちゃんと高めていく中で必須業務化の話も生きてくると思うので、そのような観点で賛同する。(瀧構成員 第11回)
- 11) 公共放送がネットに出ていくことでなぜ情報空間の健全性が確保されるのかについて、その効果は、当初は、プロミネンスなどの特別な手段を取らない限り限定的だと思うが、基本的な考え方としては、多元性を広げることにはなっても損なうことにはならないのではないかと。テレビを持たない人にとっても、公共放送がネットで見られるようになることで、信頼性のあるコンテンツが見られるチャンネルが増えていくことになる。多元的な情報にコンタクトする経験を通して、情報空間の健全性というのは保たれていく。そういう意味で、競争評価の枠組みも入れていく前提で、基本的には情報空間の健全性に奉仕する判断になり得る。(大谷構成員 第11回)
- 12) NHKは放送番組の流通についてだけ貢献するのかというと、もう少し幅広に役割があるだろう。特に報道や教育は採算性の低いコンテンツであり、これが民主主義にとっての多元性という観点から非常に重要だが、そういったものを総体として支えていく、そういう意味での放送に限らない多元性というものへの貢献がやはり重要であり、NHKの役割として入れていく必要があるのではないかと。(曾我部構成員 第11回)
- 13) このWGだけで見ると、NHK以外のメディアの役割の議論まではされていない一方で、全体としては、メディアの在り方、推進方策の議論自体はされており、お互いにレポートングする関係性もあるので、一般的な会議体の進め方としてはあり得る。(落合構成員 第9回)
- 14) デジタル空間の在り方について大きな枠組みでの議論が必要との指摘に対しては、総務省もICTリテラシーの問題や、プラットフォームサービス研究会における偽情報対策とか、いろんな話があちこちであり、新聞協会や民放連が様々な形で参画・議論いただいていることでもあるので、最後、報告書をワーキンググループとして作るという場合に、総務省において、これらの関連する取組も含めて、一覧性のある形でまとめていただくことをあらかじめお願いしておきたい。(宋戸構成員 第11回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 15) NHK受信料の用途について民放も含めた放送文化に裨益する視点を持つことや、NHKは放送全体の発展につながる取組を一層進め民放との協力関係を深めることをかねてから要望してきた。「放送ネットワークの共同利用」がNHK受信料を放送全体のために使う事業として、早期に具体化することを期待。(民放連 第9回)
- 16) 新聞、民放、NHKという伝統メディアへの信頼の構図が維持・強化されることは、NHKがインターネット業務を展開することの前提。NHKとして、その観点から、協力すべきことは「本来業務」として取り組む。(NHK 第8回)
- 17) 現状でも補完業務として無料のニュース防災アプリ等を提供しているが、必須業務化して放送番組をネットに出すことで、なぜインフォメーションヘルスが高まるのか、よく分からない。(新聞協会 第9回・第10回)
- 18) 必須業務化と情報空間の健全性確保については、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべき。(民放連 第9回)

○ 放送法(昭和25年法律第132号)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)を行うこと。

イ～ハ (略)

二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2～5 (略)

6 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのっとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)が第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

7～14 (略)

15 協会は、第二項第二号の業務を行うに当たっては、全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供するよう努めるとともに、他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

16～20 (略)

② 視聴者の行動が急速に変化する中で、二元体制の枠組みの中で、NHKが放送という手段に加え、インターネット等通信を使って放送番組を国民・視聴者に届けることは、NHKの役割に含まれると考えるべきか。

● 上記②については、NHKの役割に含まれる。

(これまでの意見の整理)

- 1) 視聴者の多くが、放送よりもネットを主な情報源にしているという変化が猛スピードで進んでいるという認識をすべき。必須業務化とは「テレビを持たない方が、民放や新聞のコンテンツにインターネットで触れられるのと同様に、NHKコンテンツにも触れられるようになること」であり、伝送路にかかわらず、必要な公共性のある情報を届けることが、デジタル時代の公共放送の役割。(大谷構成員 第10回)
- 2) 「テレビはないがNHKを見たい」との視聴者ニーズに対応して、インターネットでも、NHKのコンテンツを見られるようにすべき。(長田構成員 第9回・第10回、大谷構成員 第10回)
- 3) 民間プレーヤーの方々は、自分たちのポジションを確保する努力を20年、30年レベルの中ではしていく必要があるし、そうなると電波リニアに閉じ籠もっているわけにいかないわけで、2、30年かけてのゆっくりとした視聴者のシフトに合わせて、(NHKを含めた)サプライヤーの側もシフトしていかざるを得ないと思う。(内山構成員 第11回)
- 4) 国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかは、情報空間の環境整備に関する議論のなかでも重要な論点。(曾我部構成員 第1回)
- 5) これまで日本の民主主義あるいは人々に基本的な情報を共有することで大きな役割を果たしてきた放送が、インターネット・SNSの登場により、その役割が一定程度限定されてきた結果、様々な分断や、公共的な情報が必ずしも十分に行き届かないといった問題を起こしている。先導的な役割を果たすことが期待されてきたNHKのインターネットでの業務が限定されてきた結果として、現在のインターネット空間の状況がこれでいいのかということを改めてもう一度、投げかけたい。(宍戸構成員 第11回) <再掲>
- 6) 国民あるいは日本社会の構成員の「知る権利」を充足するとともに、多様な人々に必要だと思ったときに情報が届く環境を積極的に整備する役割を課すことで、多様な人々を「公衆」に包摂していく役割をNHKに課すべき。(宍戸構成員 第5回)
- 7) 単に届けるだけで本当にいいのか。今後のマスメディアの役割として、まずは公共メディアたるNHKに、多様な視聴者に情報を送り届けて、その人たちにわかるように理解してもらい共通の基盤を民主主義社会の中で作るという「公衆の形成」について、今のインターネット状況においてどういう活動があり得るのか、トライアンドエラーをして、その結果を他の民間メディアにも、成功例、失敗例も含めて共有することも含めて、放送だけでなく支えることがNHKの広い意味での役割に入ると考えるべきではないか。(宍戸構成員 第11回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 8) 視聴者・国民のメディアへの期待を踏まえて、NHKの進むべき道を考えるのが適切。NHKには、「情報空間の参照点の提供」と同時に、伝統メディアを含めた「多元性の確保への貢献」が求められている。(NHK 第8回)
- 9) 国民・視聴者の目線で「テレビはないがNHKも見たい」とのニーズがあることについては事業者としても重く受け止めるべきであり、その点に異存はないが、本当に必須業務化しなければ実現できないものなのかは、依然として疑問がある。(民放連 第10回)
- 10) NHKは、放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとしているが、制度改正を進めるほど、多くの意見と言えるのか。(新聞協会 第9回)
- 11) 我々としても、テレビと同様にネットでもNHKコンテンツに触れることが必要という考え方については、決して反対するつもりはない。同時配信については全てを否定するつもりはないが、200億という巨大なデジタル経費を使ってNHKが参入してくることで、多様性や多元性が損なわれるのではないかという懸念がある。(新聞協会 第10回)
- 12) 時代とともに視聴者のニーズが変わる中で、業務内容を変えていくことに反対なのかについては、我々も今ネット業務に取り組んで電子版などもやっており、そこについては否定はしない。しかし、受信料を使って、200億というデジタル関連予算を使ってNHKが取り組むことで、長い目で見れば、利益を追求する民間のメディアが成り立たなくなるのではないかという危惧を持っており、必須業務化には反対している。(新聞協会 第11回)

(2) NHKのインターネット活用業務の在り方

① テレビを持たずにインターネットで視聴する者に対しても費用負担を求めて放送番組を届けることを、NHKの必須業務とすべきか否か。

- テレビを持たずにインターネットで視聴する意思を持つ者に対して費用負担を求め、地上波テレビ放送の放送番組の同時・見逃し配信を、放送法第20条第5項(※)の趣旨を踏まえつつ、NHKの必須業務(行うことを義務づけられている業務)とする。なお、費用負担者の範囲は下記(3)に関する議論、放送番組以外のコンテンツの伝送については、下記(2)②③の議論による。

※ 放送法第20条第1項柱書

協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

※ 放送法第20条第5項

協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

(これまでの意見の整理)

- 1) これまでマスメディアとしてNHKは貢献してきた以上、これから将来のインターネット展開は必然であり、また、本来やるべき業務である。(内山構成員 第3回)
- 2) テレビだけでなくインターネットでも信頼ある情報を視聴者に届けることについて、公共放送の役割から考えて「実施しなければならない業務」が「必須業務」だとすれば、インターネット活用業務は必須業務として考え、その上で課題をクリアしていくべき。(長田構成員第5回)
- 3) NHKの肥大化を防ぎながらも、国民・視聴者にネットでもNHKのコンテンツがきちんと届く社会になるのがいいと思っており、我々の目を届かせるためにも、むしろ任意業務よりは必須業務ということが重要ではないか。(長田構成員 第11回)
- 4) 今の補完業務では、テレビを持たない方に対してはNHKのコンテンツを提供することができないが、必須業務になれば、テレビを持っているかどうかに関わらずNHKのコンテンツにアクセスすることができるという意味で、新聞や民放と同様に、NHKもネット上で多元性確保の役割を果たすことができると理解。(大谷構成員 第9回)
- 5) 20世紀の新聞・テレビのような、マスメディアの力を引き続き期待するならば、必須業務化は必然。20世紀の新聞・テレビのような強いマスメディアはもはや不要であると考えれば必須業務化する必要はないと思うが、まだ5年、10年のレベルで考えれば必要と考えるので、ここは引き続き賛成にしたい。ただ、20年後、30年後まで保障する話ではない。(内山構成員 第11回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 6) 必須業務とすることについては、賛成。ただ、必須業務にするということは、結局、受信料が発生することになるので、例えばウェブ上のNHK NEWS WEBとか現状、誰でも無料で見られているもの、かつ受信契約の締結も促されないものがある、こういったものをどうするのかということ、この場である程度議論する必要があるのではないか。(曾我部構成員 第11回)
- 7) 視聴者の環境が変わる中、放送とネットのどちらが主従ではなく、放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しく「NHKの提供する価値」を享受いただくよう努める義務を負っていくことが必須業務化と理解しており、NHKとしては、これは必要であると考えている。(NHK 第10回)
- 8) テレビ受像機を持たない人にもNHKのテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできるが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できない。(民放連 第10回追加質問への回答)
- 9) テレビと同様にネットでもNHKのコンテンツに触れることが必要という考え方について決して反対するつもりはない。ただ、競争ルール、それから多様性や多元性をネット空間で保つために今後どうしていくのか、受信料制度の在り方も含めて、多様な積み残し課題がある。現段階で、個別の業務範囲の是非について、まだ判断できる段階にない。(新聞協会 第10回)
- 10) NHK インターネット業務の必須業務化について反対。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩しの・際限のない業務拡大につながりかねない。まずは受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK 全体のガバナンス体制などについて丁寧に議論すべき。(新聞協会 第10回追加質問への回答)
- 11) テレビを持っている人、持っていない人に放送番組と同じコンテンツを届けることは理解できる。しかし、それが必須業務であるか、例えば任意業務の有料サービスなど、いろいろな選択肢がある。何が一番消費者にとって利益かは、ほかの問題と一緒に議論しないと分からない。例えば、テレビを持っていない人に対してネット受信料的なものを対価で払うのか、違う負担の在り方があるのか、そのときに現在の受信料制度にどう影響が及ぼされるのか、そういったことを総合的に判断すべき。(新聞協会 第11回)

(2) NHKのインターネット活用業務の在り方

(これまでの意見の整理(続き))

(衛星放送)

- 1) BS2Kは制作会社の参画もあり、インターネットに乗るかどうかが産業政策的にも重要なので必須業務とすべき。(内山構成員 第5回・第11回)
- 2) 衛星放送はコンテンツの多様性に資するところが非常に大きいと思うので役割論から説き起こす視点からは必須業務にする意義があるし、視聴率がそれほど高いわけでもなく民業圧迫の懸念も比較的小さいと考える。(曾我部構成員 第5回)
- 3) 情報空間の中での放送の果たす役割という観点から、衛星放送で提供されているコンテンツやNODで提供されているコンテンツもできる限りインターネットで視聴できるようにすべき。(落合構成員 第5回)
- 4) 衛星放送のネット配信の是非は衛星放送や付加受信料制度の在り方にも関わる議論。(宍戸構成員 第5回)
- 5) 衛星放送を含め、放送番組を届けるということを必須業務とすべき。(宍戸構成員 第11回)
- 6) BSについてはこれからの課題であり、今の段階では、検討の外にある。あくまでも地上波が中心である。(NHK 第8回)

(NHKオンデマンド)

- 1) 世界の趨勢では、見逃しまでを「放送」とする国が多いので、NODは「実施することができる業務」と考える。(内山構成員 第5回)
- 2) どういうコンテンツを入れていくのかによってサービスの性格も変わるし、必須業務にする場合、ある程度、明確にサービス範囲が見えている必要がある部分もある。NHKオンデマンドを必須業務にするまでの必要はないと考えるが、より市場性が低く公共性が高いNHKアーカイブについてはより積極的に位置づけることが求められるのではないかと。(曾我部構成員 第5回・第8回)
- 3) 利便性や届ける力のほか、事後検証の場にもなっているオンデマンドの価値に重きを置きたい。(瀧構成員 第5回)
- 4) 有料アーカイブ事業として継続強化すべきと考えており、「放送と同様の効用」の外にあると考えている。収支が改善すれば、よりロングテールのコンテンツについて提供を強化するなど、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与。もっとも、教育コンテンツや歴史的なアーカイブなど、放送でも繰り返し使われて受信料の範囲内で提供されるもの存在する。(NHK 第8回)

(国際放送)

- 1) 国際放送は民間と競合しないので積極的に検討すべき。国際放送のネット配信の必須業務化に賛成。(落合構成員 第1・5回)
- 2) 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報もそんなに見られなかったりするのでは、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないかと。(瀧構成員 第2回)
- 3) 日本の情報を世界に発信し、世界の人々の日本への理解を促進するという国際放送は、NHK業務の大事な柱の一つ。ただ、今や世界各国では、視聴者は、SNSやOTTなど、その国ならではの通信環境の下で接しており、これに的確に対応することは、まさに「放送と同様の効用」が得られると考えている。(NHK 第8回)

② インターネット活用業務をNHKの必須業務とする場合、放送番組(映像と音声)のインターネット配信に加え、どこまで費用負担を求めた上で配信の対象とすべきか。例えば、テキスト情報の扱いについて、どのように考えるか。

● この点については、以下の選択肢が考えられる。

1) 放送番組と同一のもの。

2) 上記1)以外は、「災害情報」、「字幕」(放送番組の原稿)等のように、法律上、限定列挙。法定のルールの遵守状況の検証は、下記③のプロセスにて行う。

3) 上記1)以外は、「災害情報、字幕など国民生活に必要な情報」である旨を定性的に法定し、その具体的な範囲及び提供条件は、下記③のプロセスを経て定める。

(これまでの意見の整理)

- 1) 「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」が基本。これ以外は「『放送と同様の効用が異なる態様』で実現されるもの」について限定的に提供することを想定。(NHK 第8回・第10回)
- 2) 現時点で想定する必須業務の基本は、放送の同時配信見逃しと報道サイト。報道サイトは、「放送と同一の情報内容」の多元提供を行うもの。テキスト情報についても、放送と同一の情報内容のものをネットの特性に合わせたものを提供することが基本。現在の放送番組に対する理解増進情報は必然的に再整理され、付加的な情報によって放送への誘引効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはない。(NHK 第10回)
- 3) NHKは今般、理解増進情報の名の下で膨らんだインターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢を打ち出したものと受け止めている。(民放連 第9回)
- 4) 「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」は判断基準が不明確。特に後者は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切。(民放連 第9回)
- 5) 報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念。「『放送』と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねない。放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問。(新聞協会 第9回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 6) NHKの資料では、必須業務の基本とされる「報道サイト」について、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記。これはフリーライドの問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、私たちが示し続けてきた懸念に全く応えていない。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのか、といったユーザーにとって極めて重要な点も明確に示されていない。(新聞協会提出資料11-4)
- 〔※ 第10回会合にNHKが提出した資料10-1において、必須業務の基本とする「報道サイト」について、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と記述されている。〕
- 7) NHKが必須業務とする場合の業務範囲として示した3点(「放送番組の同時・見逃し配信」、「報道サイト(「放送」と同一の情報内容の多元提供)」、「『放送と同様の効用が異なる態様』で実現されるもの)をどう考えるのかについてコンセンサスを得るべき。(曾我部構成員 第10回)
- 8) 「必須業務化でなし崩し的に業務が拡大」との指摘については、実際にはこれまで「理解増進情報」としてNHKの業務がむしろ無限定に拡大してきている状態になっていたのではないかと思うが、これに対して適切な法的枠組みを定め、これに対する関係者の調整やプロセスも定め、国の責任も定める中で、NHKに対して重い責任と規律を課していくということが必須業務化の意味。その観点で、やはり公正競争の担保が重要であり、競争評価の仕組みを導入していくことが必要。(落合構成員 第11回)
- 9) 「同時・見逃し配信」と、番組スクリプトや災害・防災などの最低限のテキスト情報を必須業務の範囲とすることについて、このワーキングでのコンセンサスにできないか。その上で、国民目線で考えた場合、社会のニーズに応じて公益性の高い情報をネットで伝えるということの足かせになる制度ということは避けていくべきであり、有料と無料の線引きをどこに置くのかということも含めて、エビデンスに基づく適切な競争評価の中で、無用の悪影響を及ぼすようなサービスをできないようにしつつ、国民・社会にとって必要なサービスをNHKのミッションとして認めていくことが必要。(落合構成員 第10回・第11回)
- 10) テキスト情報の提供が国民にとって有益であることも否定できないため、競争への影響評価を前提に、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改正で認めておくことが適当ではないか。(曾我部構成員 第10回、瀧構成員 第11回)
- 11) 防災であったり、聴覚障害の方であったり、いろんな方に対してのテキスト情報、それから、災害時のような特別な場合の情報などは、必須業務としてむしろ認めていくべき。ただ、それが際限なく広がることがないように、担保手段としては、検証会議のようなものを作るなどして、ぜひ実現していければいい。(長田構成員 第11回)
- 12) NHKから災害情報の発信やフェイクニュース対策について指摘があったが、現在のSNSをめぐる非常に急激なサービスやテクノロジーの変化で、事実上サービス提供ができなくなっているとか、自治体の災害情報発信にも支障が出るのではないかということが報道されるような状況の中で、最後、NHKがこういった情報発信ができることを留保しておくことは極めて重要。(宍戸構成員 第11回)
- 13) 本来は電波リニアに乗せるために取材をして、その枠から溢れるから、テキスト化してネットに載せているパターンが圧倒的ではないかと思う。それをあえて封印してしまうことは、社会的なリソースの無駄になるので、ここに縛りをかけることに賛成しない。(内山構成員 第11回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 14) 必須業務にするということは、結局、受信料が発生することになるので、例えばウェブ上のNHK NEWS WEBとか現状、誰でも無料で見られているもの、かつ受信契約の締結も促されないものがある、こういったものをどうするのかということ、この場である程度議論する必要があるのではないか。(曾我部構成員 第11回)
- 15) 必須業務として行われるネット上の情報と、無料で提供し得る情報を、ちゃんと区別をして議論することが必要。防災アプリで取り上げられている情報の一部というのは、これからも無料で提供することが可能な情報として捉えることができるのではないか。これについては、公共価値テストのようなテストをして、現在、防災ニュースアプリで提供されている情報の全てが必須業務化で有料で提供されるというものでもなく、また、その全てが無料で提供できるというのではなく、改めて検証をする必要がある。(大谷構成員 第11回)
- 16) 無料のコンテンツもNHK自体の存在意義を分かっていたためには必要かと思うので、適切な競争上のプロセスを踏んで、できる範囲でやるというのが基本的な方向ではないか。また、テレビを持っていない人たちにテレビに来てもらうための動線として、プラットフォームの存在が極めて重要。競争評価の仕組みを入れながら、適切にアセスメントをしていくべき。(瀧構成員 第10回)
- 17) ペイウォールの手前なのか、その奥側の有料ゾーンなのかは、それぞれ競争評価の結果、市場に悪影響がもたらされるかで決まってくるべきものと理解。第10回会合における落合構成員の「ネットでの配信についても受信料を払われた方に対して提供していく形をできる限り設定していくことによって、適正な競争環境が形成されていくのではないかと」の発言についても、メディアの多元性に悪影響がないということであれば、無料領域の提供によっても、国民に向けて有益な情報を提供することを排除しているものではないと理解。(瀧構成員 第11回)
- 18) 必須業務化の後も、無料でテキスト情報を含めてニュースを流すことへの懸念についても、競争評価の中で、毎回、配信計画が出た段階で事前に検証すべき。つまり、NHKの無料での情報配信というのが、情報の多元性を損なうような悪影響を市場にもたらすものなのかどうか。逆に公共放送や放送全体への誘引効果というものを期待でき、情報空間全体の厚生に資するものかどうかを、新たな仕組みの下で、エビデンスベースで客観的に検証できるが大事なのではないかと。(林構成員 第11回)
- 19) 無料サービスと費用負担の公平性の関係については、無料のコンテンツというものも、公共放送ないしは普通のテレビそのものに対するPR活動としての側面があると思うので、NHKが無料のコンテンツを提供する場合であっても、それはPR活動の一環として、有料の方々にも御納得いただけるのではないかと。(瀧構成員 第11回)

- 放送法(昭和25年法律第132号)
 (国内放送等の放送番組の編集等)

第四条 (略)

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬時的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

(災害の場合の放送)

第百八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

③ インターネット活用業務を必須業務化する場合、放送の二元体制が損なわれないよう担保手段を措置することは必要か。その場合、誰がどのような基準で担保していくべきか。

● 上記②の場合、担保措置の主体や基準については、以下の選択肢が考えられる。

- 1) 伝送すべき情報の範囲及びその提供条件は、NHKが、当該情報提供開始の前など適時に、放送の二元体制を中心とするメディアの多元性の維持の観点から、関係者の参加を得て競争評価を実施し、判断する。
- 2) 伝送すべき情報の範囲及びその提供条件は、提供主体であるNHKが原案を策定した上で、NHK外の組織(※)において、当該情報提供開始の前など適時に、放送の二元体制を中心とするメディアの多元性の維持の観点から関係者の参加を得て競争評価を行い、決定する。

(※)例えば、総務省に置かれる電波監理審議会など、第三者性を有する組織を想定。

(これまでの意見の整理)

- 1) 新規サービスを開始する場合には、市場影響等について、欧州同様の審査の上、適否を判断。競争評価の主体は、経営委員会の監督の下、情報空間全体のステークホルダーの状況も理解する専門家からなる委員会を想定。(NHK 第8回・第10回)
- 2) 欧州の公共放送では、新規サービス又は既存サービスの大幅な変更を行う場合は、公共価値テストを実施し、サービス提供による公共性が市場への影響を上回るかどうかを審査して適否を判断している。NHKでも同様に、新規のサービスや一定の規模に係るサービスは毎年度の予算・事業計画に組み入れる前に、経営委員会の監督の下、執行部から独立した専門家からなる委員会が、他の伝統メディアの意見提出機会等を確保した上で、競争評価を事前実施し、是であれば、その後に業務が実施できると想定。(NHK 第8回・第10回)
- 3) BBCなどで行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか。「数年に一度」は、海外の事例の1つであり、これからの議論によっていろんな方法、頻度が考えられる。(NHK 第8回・第10回)

(これまでの意見の整理)

- 4) 競争ルールについては、いわゆる**国家補助(state aid)**の問題が抜き難く存在すると思うので、民放連・新聞協会からの懸念は非常によくわかる。なので、競争ルールの整備・運用について、協会内部のガバナンスの強化だけで事足りるとすることには賛同できない。NHK自身が行う競争評価結果に対して、予算提出時の大臣意見として付すことで、総務省の検討結果を電監審や国会審議による公正かつ民主的なチェックを受ける方向で考えてはどうか。これとは別に有識者等からなる「放送市場検証会議」のようなものを設置して、総務省が主体となって、NHKに対して競争上の対応について直接、物を申す場を設置することが必要だろう。(林構成員 第10回)
- 5) 同時配信の**必須業務化**によりNHKに重たい責任を課すことに賛成であり、自主自律を維持しつつ、競争評価を的確に行えるよう、執行部から独立した**専門家組織**を法律上必置とし、その作業を踏まえて、**経営委員会**が競争評価を行う権限と責任を有することとすべき。加えて、新規の事業の実施や定期的なレビューについて、**総務省**が民放・新聞等から情報提供や意見を受けるなどして、公正な手続で的確な検証を行うための体制を整備すべき。(宍戸構成員 第10回)
- 6) 競争評価自体を民放連や新聞協会にも外部からモニター・検証していただき、それが機能し得るようにしっかり監視役を果たしていただきたい。要するに、競争評価には、利害関係者や競争事業者の意見聴取のプロセスを必ず設けるべき。(林構成員 第11回)
- 7) NHKは英国の制度を採り入れることに前向きと受け止めたが、英国では、Ofcomが競争評価を実施するに当たって、公正競争に及ぼす悪影響の規模とか程度とは相対的な形で公共的価値の規模程度を考慮しなければならないとされているが、こういった手法を取ると、常に公共的価値が優先されてしまって公正競争の議論が劣後するという、言わば、結果ありきの議論になびいてしまうきらいがあり、少し疑問。NHKのネット配信計画の競争評価を行うに当たっては、**公共性対競争性**という比較衡量の枠組みではなく、**純粹に競争の観点に立ったエビデンスベースでの評価手法**を構築すべき。(林構成員 第11回)
- 8) NHKがやろうとしている、あるいはやっているサービスが公共的価値から外れていないかどうかを判断する枠組みとして、81条の編集特例を改正して規律の根幹に据えていくということと、**多元性がNHKの活用によって満たされているのか**ということ、**エビデンスに基づき議論できる仕組み**というものを作っていくことが大事。(宍戸構成員 第11回)
- 9) 事前ルールは必ず必要だと思うが、それに先立ち、現状の業務が競争に与えている影響を客観的に評価することが必要であり、それは既に行われていることのチェックともなるので循環的なものとなるのではないか。(大谷構成員 第6回)
- 10) これだけ激しく進展している視聴覚メディアサービス市場において、数年に一度のレビューで果たして十分なのか。例えば毎年度行うとか、形だけでない競争評価の工夫というのは必要だろう。(林構成員 第10回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 11) ペイウォール前後における、例えばメディア産業が、NHKが出てきていることで厳しくなっているのか、NHKに関係なく厳しくなっているのかをきちんと切り分けて議論しないと、エビデンスと呼べるものにたどり着けないのではないか。この意味で、競争評価の「解像度」を上げていくことが非常に重要なのではないか。(瀧構成員 第11回)
- 12) 例えば地方のローカル新聞の経営難といった事象について、それが本当にNHKが必須業務化したせいなのかどうかといったことについては、検証できるためのデータをしっかり拾って、エビデンスベースで検討しなければいけないという考えについて賛同。(大谷構成員 第11回)
- 13) 業務範囲をNHK自身が判断するとすれば、結果として無限定なものになりかねないことを危惧。(民放連 第9回)
- 14) 放送の自律を前提としつつ、誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要。判断基準がコンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要。ネット業務の実施計画の変更を、事前認可する現行制度は維持すべき。(民放連 第9回)
- 15) 経営委員会などNHK内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されない。「公共価値テスト」などを紹介しているが、具体像が明確でない。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることは難しい。(新聞協会 第9回)
- 16) 新規内容で一定の規模にかかるものだけでなく、仮に導入するならば、懸念のあるサービスすべてを対象にすべき。(新聞協会 第9回)

① 現在、NHKの必須業務はテレビ受信機を設置した者の負担する受信料を財源としているが、インターネット活用業務を必須業務とする場合、費用負担を求める範囲をどのように考えるべきか。

- 上記(2)①で示した、テレビ受信機以外の方法で放送番組を視聴する者について、費用負担を求める範囲は、放送法第64条に基づいて定める。「テレビ受信機を設置した者」と同等と評価される行為を行った者であることを基本として、当該行為の具体的内容については、総務省が明確化を行う。
- 例えば、スマートフォンについては、その購入のみで費用負担を求めることはなく、NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような、以下のような行為が費用負担の要件であることを明確化する。
 - 1) アプリのダウンロード
 - 2) ID、パスワードの取得、入力
 - 3) 一定期間の試用と利用約款への同意
- なお、上記のとおり得られる財源の用途については、(1)①の趣旨を踏まえて使用されることについて、明確化を図る。

(これまでの意見の整理)

- 1) テレビを設置しない人のうち、放送法第64条の「テレビ受信機を設置した者」と同等に評価できる「公共放送を受信できる環境にある者」として、インターネット端末を通じてNHKのコンテンツを受信するために能動的な行動をとった人から負担を求めることが適切ではないか。「公共放送を受信できる環境」の明確化は今後の課題。例えば、アプリのインストールに加え、さらに必要な情報の入力、約款に対する同意のチェックなど費用負担義務に向けた積極的な行為も含めて、解釈していくことが必要ではないか。(宍戸構成員・林構成員・落合構成員 第7回、宍戸構成員・瀧構成員・曾我部構成員 第11回)
- 2) テレビ設備の場合、設置段階で契約締結義務が生じるが、通信の場合も、機能として受信できる設備設置のタイミング、すなわち、携帯やタブレットであればアプリをダウンロードしたタイミングとする考え方もあり得るが、ハードの場合は簡単に取り外すことが基本的には想定されないため、一度設置してしまえば受信環境が整備されたと評価できる一方で、ソフトウェアの場合やブラウザでログインする場合は比較的簡単に取り外しができる状況にある。その意味では、アプリを入れただけで、受信機の機能を組み込んだ場合と同じに評価しているのかというと、やや評価しにくいところがあるのではないか。(落合構成員 第7回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 3) 端末に勝手にNHKの番組を受信できるようなソフトがプリインストールされていると、すぐその段階で契約締結義務が発生し、契約を締結しなければいけないという話ではなく、自らが協会の番組を受信できる地位に、積極的に一定のアクションで自らを置くことを負担の契機とする。従来の子帯でテレビを持っている場合には、受け取る一方で分からないので、契約締結義務を課す、そして契約締結時に費用を支払う義務が発生するという構成を取っていたが、通信環境の中での端末を置くのであれば、アクティベートするときに分かるので、それをもって契約締結と同じ状況にあると整理することも可能なのではないか。(宍戸構成員 第7回)
- 4) 最高裁判決は、受信設備を設置して契約でNHKとの関係が生じた場合には、費用負担もそれによって生ずるという現行制度は妥当との結論だったと思う。これはあくまでも、契約する意思が介在することが制度として重要であることを言っているわけで、「公共放送を受信できる環境にある者」も、私法上の契約関係が発生するという構成を観念して、契約上発生する義務という形で負担金の支払い義務が発生するという構成を念頭に置くというのが妥当。(林構成員 第7回)
- 5) アプリをインストールすることとアプリを使い始めることの間には隔たりがあると思う。イメージは、アプリを入れて、かつちょっと動作確認をするところぐらいまでが家電量販店で商品を見ているような状況と一緒に思う。例えば自分の住んでいる環境で、そもそも自分の端末のスペックで、電波でちゃんと番組が見られるのかという確認をするところもあるのかなと思うので、アプリインストールだけでもちょっと足りないかなと思う。そうすると、約款に同意したあたりから何らかの同等なものが出てくると考えるのがアナロジーとして適切かと思う。(瀧構成員 第11回)
- 6) 具体的な画面の設計などにもよってくると思うので、その部分については、どういう形で業務を実施されていくのかによって、業務の具体化に合わせて、財源のトリガーになるタイミングを検討していくというのが重要ではないか。(落合構成員 第11回)
- 7) 放送の分野で受信者共同体に入る人たちには受信料制度をとり、テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合は、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から「受信料相当額の支払い」を求めることは正当化でき、受信料制度と矛盾しないのではないか。(宍戸構成員 第9回・第10回)
- 8) 放送制度を支える共同体に入るという意思を表明し、また公平な負担であること、裏返せばフリーライドは排除すること、その契約の内容が適切なもの、公共的なものであるということを担保する。それによって受信料ないし受信料相当額の適切な額が定められるようにするといった、従来の受信料制度の構成要素をきっちり備えていることが、「受信料相当額の支払い」に求められるのであり、そこが押さえられていれば、それを「受信料」というか、何か違う「第二契約」みたいなものとするのかは、法制的な整理の問題ではないか。(宍戸構成員 第11回)
- 9) 従来のNHKのインターネット活用業務が任意業務とされていたことからすると、それに対して費用を払うと、それはサービスの対価であり、放送制度を支えるために使えるお金ではないということに論理的になっていたのではないか。むしろ、本来業務化をし、それに対して「受信料相当額の支払い」を求めることによって、放送制度を支える共同体に入った人々の負担をNHKの業務だけではなく、民間放送のインターネット配信を含む様々な活動、放送制度全体に使うことができるという道も開かれる。(宍戸構成員 第11回)

(これまでの意見の整理(続き))

- 10) 旧来型のテレビについては利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためのものではないことが明らかなので、ネット接続機器を保有しているだけで受信料を払う制度をいきなり考えるというのは難しいのではないかと。(落合構成員ほか 第1回、落合構成員 第11回)
- 11) スマートフォンを買っただけで課金されるという考え方を持たれるというのは到底理解が得られないと思う。スマートフォンは、社会生活を営むためにほとんどの人にとって必要なものになってきているので、電気の契約をしたらNHKの契約が必要になったというようなアナロジーは効かないと思う。(瀧構成員 第11回)
- 12) 公平負担の観点からは、同様の効用が得られているのであれば、同様の負担をいただくことが適当と考えられるのではないかと。放送と同様の効用を一切感じられない、ただスマートフォンを所有しただけのタイミングでもなく、有料放送・サブスクというタイミングでもない、公平性と同等性が満たされるタイミングが負担を考えるタイミングではないかと想定している。(NHK 第8回)
- 13) 実際の受信料で支えられてきたNHKの必須業務として、ネットで視聴できる状態にして、費用負担の公平性を実現するための施策としては、穴戸構成員提案のような負担金の在り方が一番現実的な方法だと思うので、それに賛成したい。ただ、放送コンテンツは直接視聴できるかどうかにかかわらず利便を受けることが考えられるので、機器の保有にかかわらず、全世帯が幅広く費用を負担し、それを財源にしてネット配信も行われるのが将来的に目指すべき方向性であり、今は過渡期なのではないかと受け止めている。(大谷構成員 第7回・第11回)
- 14) 情報財なので、今その番組を見たいから、それに対価を払うというよりも、将来もしかしたら必要になった際に供給されている状態がそこにあるという、経済学で言うところのオプション価値の側面は必ずあるだろう。あまり近視眼的に、受益者と費用負担者の一致を図ると、非常に世知辛いことにならないか。もう少し幅広く、受益者と費用負担者の範囲を捉えて考えたほうがいい。(内山構成員 第7回)
- 15) 「受信料相当額の支払い」の法的位置付けや名称をどうするのか(受信料なのか、有料サービスなのか、どちらでもない第3のカテゴリなのか)、公共放送を支える「特殊な負担金」である受信料制度の本旨に整合するのかがどうかは、慎重に議論する必要がある(民放連 第10回追加質問への回答)
- 16) スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できるが、NHKの表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難。(新聞協会 第9回)
- 17) テレビを持っている人、持っていない人に放送番組と同じコンテンツを届けることは理解できる。しかし、それが必須業務であるか、例えば任意業務の有料サービスなど、いろいろな選択肢がある。何が一番消費者にとって利益かは、ほかの問題と一緒に議論しないと分からない。例えば、テレビを持っていない人に対してネット受信料的なものを対価で払うのか、違う負担の在り方があるのか、そのときに現在の受信料制度にどういった影響が及ぼされるのか、そういったことを総合的に判断すべき。(新聞協会 第11回)

○ 放送法(昭和25年法律第132号)
(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備(次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。)を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約(協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。)の条項(以下この項において「認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居(住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。)に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 ラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。)又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 受信契約の単位に関する事項

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ 正当な理由がなく第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

五 その他総務省令で定める事項

4 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。

一 前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額

二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額

5 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。